

## 放送受信料の値下げについて

平素より、NHKの放送事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

NHKでは、令和2年10月から放送受信料の値下げを行います。

「まとめ支払」により、事業所割引でお支払いいただいている放送受信料は、次のとおりとなります。

### ■ 新しい受信料額の考え方

- 1台目は衛星契約が月額60円、地上契約が月額35円を値下げします。
- 2台目以降は事業所割引により受信料額が半額となっているため、衛星契約が月額30円、地上契約が月額18円値下げします。

### ■ 新しい受信料額（事業所割引適用の場合）

#### 1台目

契約種別	月額	2か月払額	6か月前払額	12か月前払額
衛星契約	2,220円 (△60円)	4,440円 (△120円)	12,715円 (△300円)	24,740円 (△580円)
地上契約	1,275円 (△35円)	2,550円 (△70円)	7,300円 (△175円)	14,205円 (△340円)

#### 2台目以降

契約種別	月額	2か月払額	6か月前払額	12か月前払額
衛星契約	1,110円 (△30円)	2,220円 (△60円)	6,357円 (△150円)	12,370円 (△290円)
地上契約	637円 (△18円)	1,275円 (△35円)	3,650円 (△87円)	7,102円 (△170円)

### ■ 事例（衛星契約100件：12か月前払の場合）

旧料額 1台目 : 25,320円 × 1台 = 25,320円  
2台目以降 : 12,660円 × 99台 = 1,253,340円  
多数一括割引 : 3,600円 × 100台 = △360,000円 合計 918,660円

新料額 1台目 : 24,740円 × 1台 = 24,740円  
2台目以降 : 12,370円 × 99台 = 1,224,630円  
多数一括割引 : 3,600円 × 100台 = △360,000円 合計 889,370円

**値下げ額（12か月）29,290円**

■ 前払いにより令和2年10月以降の受信料をお支払い済の場合

- 前払いにより令和2年10月以降の受信料をお支払い済の場合は、現行の受信料額と新しい受信料額の差額（以下、改定差額といいます）をご返金します。
- 改定差額はNHKより直接返金します（原則、郵便為替となります。宛名が法人名の場合は、換金時に確認書類が必要です）

〈事業所割引の場合の改定差額〉

1台目（全額）		精算月数（令和2年10月～支払済の月までの月数）					
		月額	2か月	4か月	6か月	8か月	10か月
衛星 契約	12か月前払	49円	98円	196円	294円	392円	490円
	6か月前払	50円	100円	200円	—	—	—
地上 契約	12か月前払	29円	58円	116円	174円	232円	290円
	6か月前払	30円	60円	120円	—	—	—

2台目以降（半額）		精算月数（令和2年10月～支払済の月までの月数）					
		月額	2か月	4か月	6か月	8か月	10か月
衛星 契約	12か月前払	25円	50円	100円	150円	200円	250円
	6か月前払	25円	50円	100円	—	—	—
地上 契約	12か月前払	15円	30円	60円	90円	120円	150円
	6か月前払	15円	30円	60円	—	—	—

■ 事例（衛星契約100件：令和2年4月から12か月前払の場合）

▼値下げ

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年4月～令和3年3月 旧料額						改定差額					

} 精算月数：6か月

1台目の改定差額：294円  
 2台目以降の1件あたりの改定差額：150円

●改定差額の合計  
 294円×1台 + 150円×99台 = 15,144円 NHKからご返金します。